

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 1 時 3 0 分

○議長（小林哲雄）

再開いたします。午前中より熱心な議論が続いておりますが、質疑及び答弁は簡潔にさせていただき、議事進行にご協力をお願いいたします。

続けます。日程第 7 議案第 3 9 号 開成町町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、現下の町財政状況を勘案し、経費の削減を図るため、平成 2 6 年 1 2 月分における町長等の期末手当の減額支給に関する特例を定めることとしたいので、開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、朗読させていただきます。

議案第 3 9 号 開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日提出、開成町長、府川裕一。

今回の一部改正の内容でございますが、町長、副町長、教育長の本年 1 2 月に支給される期末手当額を町長は 1 0 %、副町長 5 %、教育長 3 %を減額を行うため、開成町長等の期末手当特例に関する条例の一部改正を提案するものでございます。

それでは、1 ページお開けいただきまして、開成町条例第 号。

開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例。

開成町長等の期末手当の特例に関する条例（平成 1 4 年開成町条例第 2 1 号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは表をご覧くださいと思います。下線を引いている箇所が改正箇所でございます。

第 1 条になります。改正前は、平成 2 6 年 6 月、改正後は平成 2 6 年 1 2 月になります。

減額率でございますけれども、前回 6 月と同様で、町長につきましては 1 0 %、副

町長については5%、教育長については3%減額するものでございます。

附則でございますが、施行は公布の日からとするものでございます。

削減額の金額についてご説明させていただきたいと思っております。町長条例上の支給額は、184万8,206円になります。10%削減額は18万4,821円、支給額としましては166万3,385円になります。

副町長になります。条例上の支給額は156万9,743円、5%削減額は7万8,487円、支給額は149万1,256円になります。

教育長になります。条例上の支給額は146万1,256円、3%削減額は4万3,839円、支給額は141万7,476円になります。三役の削減合計金額は30万7,147円となります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（小林哲雄）

質疑が終わりましたので、質疑に入ります、質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

質問いたします。今回の条例改正については6月と同様に、条例を改正することによって出されております。そこで確認を含めて質問いたしますが、人事院勧告、先ほど職員等の関係がありまして、期末手当については0.15カ月プラスになっていると。それを加えますと184万8,206円になる。

したがって、今回の町長については10%減、この0.15カ月プラスされたものの金額の10%というふうに私は認識しているんですが、確認の件でございますけれども、そのとおりなのかどうか。お聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきます。高橋議員のおっしゃるとおり、先ほど条例改正させていただきましたけれども、そちらの率を0.15載せた分、町長10%、副町長5%、教育長3%を削減してございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

そうしますと、10%減額より0.15%アップした分、この減額、そうした場合は0.15%上げた分のほうが支給額としては多いという形だと思うんですが、この10%じゃなくて、今回提示されているプラス0.15カ月を減額すると、こんな議論はされたのかどうか、お聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

その点も議論はいたしました。基本的に国の人事院に従って、町の職員ほか、今までの中でやってきて、そういう方針でやってきていますので、これはこれできちんと、その辺に沿った中で改定をします。

そういった中で、10%の削減というのは町長の政治姿勢ということで、6月議会の中でもお話しさせていただきましたけれども、12月までは、ぜひ10%カットでやらせていただきたいという話をさせていただきました。

私も町長になって、前町政を継承してやっていきたいということの中で、その姿勢はこの4年間、今回で最後の、時限的なものとして捉えていただきたいと思っておりますけれども、9月の議会で、2期目もきちんと立候補しまして、表明をしましたので、それ以後については、この限りではないということで、この12月が最後ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

7番、茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

7番の茅沼です。町長等の期末手当の特例に関する件については、既に何回も同じような議論をしているので、同じことを繰り返すつもりはありませんけれども、町長の姿勢として、この任期中にこういうふうなことだということですのでけれど、この削減することの意味合いを町長自身どう捉えているのか。どういう価値を見出して、削減の案を出されているのか、その辺をしっかりと教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

先ほど言いましたように、私は、前町政を引き継いでやりたいと。第4次総合計画も、もちろん前任者の分が残っていましたが、それをきちんと成し遂げ、今回は第5次総合計画も自分でつくらせていただきましたので、それに沿って、2期目以降、きちんとそれに沿ってやっていきたいと思っております。

そういった中で、同じような形で、この提案理由の中で、財政状況の中という説明もありましたけれども、6月の議会のときには、昨年、小田原エンジニアリングが松田にいつってしまったという反省も含めて、今後、二度とそういうことがないように、そういうのも含めて減額ということですが、今回は、ここでやめる理由が反対にないというのが、私から言わせてもらおうと、そういうのがありました。なかなか茅沼議員の質問に明確に答えられない部分はありますけれども、基本的に1期目の4年間は、きちんとそのような姿勢の中で進めておりますので、最後まで減額という中で、ボーナスは1割カットという中で進めさせていただきたいなど、そういうふうな形でご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

茅沼議員。

○7番（茅沼隆文）

茅沼です。お聞きしたかったのは、そういう、町長が今まで一生懸命やってこられたというのは重々わかった上で発言しているわけですけど、この10%削減にどういう意味があったのかなと思うんですよね。町長は政治姿勢でこういうふうにやりたいたいとおっしゃる。それは気持ちはわかりますよ。だけど、なぜ10%なのかということも含めて、あとここに財政状況を勘案して、これも、こういう文句はやめるべきですね。本当に財政状況が悪いんだったら、例えば、お隣の市でやっているように、50%カットとか、町長の退職金をゼロにするとか、最近、そんなことをやっていますけれども、私はそういうふうなのは反対なんです。だけど、そういうふうな思い切ったことも、財政状況を勘案してというのであれば考えられる。だけど、10%だったということで、それなりの意味があったんならいいなと、こう思っているだけなんです。その辺で意味合いを後づけでもくっつけて10%削減したことが、こういう意味だったんだと、はっきりと町民に説明ができるようにしていけば、町長の評価も上がるんじゃないかなと思うんです。

以上です。

○議長（小林哲雄）

10番、小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。町長以下、特別職の減額を継続するという事なんですが、私もやはり疑問ですね。一般職及び特別職の人事院勧告、それから県の指導というものからして、真っ向から正反対なんです、見方からすると。

一方では、世の中がよくなってきたから、それで給与を上げますよと。一方では、町民との約束というか、ご自身の政治姿勢というので下げますと言っているんですけども、町民感情としては非常に理解しにくいところではないかと思うんです。それぞれのお気持ちはわかると思います。ところが一方で上げておいて、片方ではそれを減額するというのは理解に苦しむところで、今、先輩議員もおっしゃったように、納得いくその辺のご説明をもう一度お願いしたいし、町民へのその辺の理解を求める必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

同じ説明になってしまいますけれども、人事院勧告の部分につきましては、これはある意味、人事院が下げろといえれば下げる、そういうふうな形で、開成町の職員は、人事院勧告に沿って、いろいろな給料、ボーナス、地域手当も含めてやっている部分がありますけれども、それは今回、そのような形で重なったという部分だと理解していただきたいと思います。今回は、一部では人事院勧告で値上げの話があった。10%

カットは、この4年間ずっとやってきている話なので、その辺が重なって、片方が上がって、片方が下がっているからおかしいのではないかとされますけれども、それは別のものとしてご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。私はこの件に関しては、町長も時限的だよということをはっきり言っておられますので、町長の意思として、10%、5%、3%ということを決められておりますので、これはしっかりと受けとめて評価すべきかなと思います。ただし、時限的ということでもありますので、次回についてはまた仕切り直しということで、このままずるずるいかないような方策をとっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第39号 開成町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。